

指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令について

1. 背景

近年急速に普及している自動ブレーキ等の電子制御を駆使した自動運転技術について、交通事故防止に大きな効果が期待される一方で、故障時には誤作動等により事故につながるおそれがあることから、使用過程において確実に機能維持を図ることが重要です。

このため、国土交通省では、電子制御装置まで踏み込んだ自動車検査手法について「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」において検討を進め、令和3年10月以降の新型車を対象に、令和6年10月から電子的な検査（車検）を開始^(※)することとしています。

今般、当該検査の実施に向けて、指定自動車整備事業者等に対し、新たに電子的な検査を行うための機器（検査用スキャンツール）を備えなければならないこととしします。

(※) 輸入車については、本国メーカーとの調整等準備期間を要することから、令和4年10月以降の新型車を対象に令和7年10月から検査を開始

2. 改正概要（省令）

(1) 指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号）の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ①指定自動車整備事業者（大型特殊自動車及び二輪の小型自動車のみを対象とする整備事業者を除く。）が備えるべき自動車検査用機械器具として、「検査用スキャンツール」を規定する。【第2条関係】
- ②「検査用スキャンツール」について、現時点で検査結果に影響を与える不具合が起こる可能性が低いことから、校正を受けなくても良いものとする。【第12条関係】
- ③検査の基準及び指定整備記録簿の項目に電子的な検査を追加する。【別表第2及び第3号様式関係】

(2) 軽自動車検査協会に関する省令（昭和47年運輸省令第52号）の一部改正

- ・軽自動車検査協会について、(1)①と同様の改正のほか、所要の改正を行う。【第13条関係】

(3) 総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令（平成26年国土交通省令第13号）の一部改正

- ・指定点検整備事業者について、(1)と同様の改正のほか、所要の改正を行う。【第7条、第8条及び第4号様式関係】

(4) 経過措置

- ①令和5年4月1日以降、改正後の基準により指定自動車整備事業に係る指定及び届出（検査用スキャンツールに係るものに限る）を行うことができるものとする。
- ②指定点検整備事業者について、同様の経過措置を規定する。

3. スケジュール（予定）

公布：令和3年10月15日

施行：令和6年10月1日（ただし、2.（4）については令和5年4月1日）

自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準の一部を改正する告示について

1. 背景

近年急速に普及している自動ブレーキ等の電子制御を駆使した自動運転技術について、交通事故防止に大きな効果が期待される一方で、故障時には誤作動等により事故につながるおそれがあることから、使用過程において確実に機能維持を図ることが重要である。

このため、国土交通省では、電子制御装置まで踏み込んだ自動車検査手法について「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」において検討を進め、令和3年10月以降の新型車を対象に、令和6年10月から電子的な検査（車検）^(※)を開始することとしている。

今般、当該検査の実施に向けて、指定自動車整備事業者等にて備えるべき検査用スキャンツールの技術基準を定めることとする。

(※) 輸入車については、本国メーカーとの調整等準備期間を要することから、令和4年10月以降の新型車を対象に令和7年10月から検査を開始

2. 改正概要

自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準（平成7年運輸省告示第375号）の一部改正

・「検査用スキャンツール」の技術的な基準を定めるほか、所要の改正を行う。

(検査用スキャンツールの概要)

- ・自動車技術総合機構が開発し配布する検査用のアプリケーションをインストールでき、同機構が設置する電子的な検査を行うためのサーバーにインターネット経由で接続する機能があること
- ・使用に耐えるよう、十分な耐久性があり、円滑に作動すること
- ・自動車に搭載された車載式故障診断装置と接続し、故障コードが読み取り可能であること
- ・故障コードの読み取り状況やアプリケーションの画面が表示できること
- ・検査を実施しようとする車両の情報（型式など）が、入力できること 等

3. スケジュール（予定）

公布：令和3年10月15日

施行：公布日

八の二 第八条第九号から第十一号イまで又は本項第九号のいずれかに該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラム

八の三、十五 [略]

十六 第八条第九号ロに該当する機能を有する技術(プログラムを除く。)であつて、暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの

十七 第八条第九号ロに該当する機能を有するプログラムであつて、暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの

2 外為令別表の九の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一、十四 [略]

十五 法執行による監視又は分析を行うために特別に設計又は改造したプログラムであつて、次のイ及びロの機能を実現するもの(第一項第五号、同項第六号、同項第八号若しくは本項第二号又は本号八

○国土交通省令第六十六号

道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第七十六条の三十一、第九十四条の二第二項、第九十四条の五第四項、第九十四条の十(総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第二十二條の二第十二項において準用する場合を含む。)及び第百四条並びに総合特別区域法第二十二條の二第十一項及び第七十一条の規定に基づき、指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令を定める。

令和三年十月十五日

指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令

(指定自動車整備事業規則の一部改正)

第一条 指定自動車整備事業規則(昭和三十七年運輸省令第四十九号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

八の二 第八条第九号から第十一号イまで又は本項第九号のいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム

八の三、十五 [略]

十六 第八条第九号ロに該当する機能を有する技術(プログラムを除く。)であつて、暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの

十七 第八条第九号ロに該当する機能を有するプログラムであつて、暗号機能有効化の手段を用いることによつて、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの

2 外為令別表の九の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一、十四 [略]

十五 法執行による監視又は分析を行うために特別に設計又は改造したプログラムであつて、次のイ及びロの機能を実現するもの(第一項第五号、同項第六号、同項第八号若しくは本項第二号又は本号八

からトのいずれかに該当するもののために専用設計又は改造したプログラムを(略)イ、ハ [略]

ト モバイル決済又は銀行業務

十六 [略]

三・四 [略]

第二十二條、第二十八條 [略]

別表第一、別表第三 [略]

備考 表中の「」の記載は注記である。

からトのいずれかに該当するもののために専用設計又は改造したプログラムを(略)イ、ハ [略]

ト モバイル決済又は銀行業務

十六 [略]

三・四 [略]

第二十二條、第二十八條 [略]

別表第一、別表第三 [略]

附則 (施行期日)

1 この省令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○経済産業省令第七十五号

外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)を実施するため、輸入貿易管理規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十月十五日

輸入貿易管理規則等の一部を改正する省令

(輸入貿易管理規則の一部改正)

第一条 輸入貿易管理規則(昭和二十四年通商産業省令第七十七号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第五十三條」を「第五十三條第二項」に改める。

第二条 貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成十年通商産業省令第八号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「及び金額を記入の上、確認印を押印し」を「金額及び確認を行った者を記入の上」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣 萩生田光一

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

改正後

(検査の設備の基準)

第二条 法第九十四条の二第二項の自動車の検査の設備の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

改正前

(検査の設備の基準)

第二条 法第九十四条の二第二項の自動車の検査の設備の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 対象とする種類の自動車を検査することができる自動車検査用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうちに、四輪以上の自動車が含まれていない場合にはイ、大型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車が含まれていない場合にはリ、軽油を燃料とする自動車が含まれていない場合にはチ、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車が含まれていない場合にはへ及びトに掲げるものを備えなくてもよい。

イ〜チ (略)
 リ 検査用スキャンツール

2 (略)
 (自動車検査用機械器具の校正)

第十二条 指定自動車整備事業者は、第二条第一項第二号(リを除く。)の自動車検査用機械器具について、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、備付け又は前回の校正の日から一年以内に、国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録校正実施機関」という。)が行う校正(以下「登録校正」という。)を受けなければならない。

別表第二(検査の基準)(第八条関係)

検査の実施の方法	
(略)	(略)
二 装置に関する検査(その1)	次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて検査するものとする。この場合において、(1)、(2)、(10)及び(11)に掲げる事項については、当該器具を用いて検査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、(3)、(6)、(8)及び(9)に掲げる事項については、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができる。ときに限り視認等により、それぞれ検査することができる。
(略)	(略)
(11) 速度表示灯の表示の誤差	速度試験機
(12) 車載式故障診断装置の診断の結果	検査用スキャンツール
(略)	(略)
四 装置に関する検査(その3)	次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により検査するものとする。 (略) (15) 自動運行装置

二 対象とする種類の自動車を検査することができる自動車検査用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうちに、四輪以上の自動車が含まれていない場合にはイ、軽油を燃料とする自動車が含まれていない場合にはチ、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車が含まれていない場合にはへ及びトに掲げるものを備えなくてもよい。

イ〜チ (略)
 (新設)

2 (略)
 (自動車検査用機械器具の校正)

第十二条 指定自動車整備事業者は、第二条第一項第二号の自動車検査用機械器具について、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、備付け又は前回の校正の日から一年以内に、国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録校正実施機関」という。)が行う校正(以下「登録校正」という。)を受けなければならない。

別表第二(検査の基準)(第八条関係)

検査の実施の方法	
(略)	(略)
二 装置に関する検査(その1)	次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて検査するものとする。この場合において、(1)、(2)、(10)及び(11)に掲げる事項については、当該器具を用いて検査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、(3)、(6)、(8)及び(9)に掲げる事項については、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができる。ときに限り視認等により、それぞれ検査することができる。
(略)	(略)
(11) 速度表示灯の表示の誤差	速度試験機
(新設)	(新設)
(略)	(略)
四 装置に関する検査(その3)	次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により検査するものとする。 (略) (新設)

第三号様式 (指定整備記録簿) (第十条の二関係)

指定整備記録簿

○点検及び整備の概要等

Blank box for summary of inspection and maintenance.

第三号様式を次のように改める。

○検査機器等による検査

Table with columns for制動力, 前照灯, 前部雾灯, 警音器, 取付高さ, 光軸, 光度. Includes rows for front/rear axles and vehicle weight.

○目視等による検査

Table with 2 columns: 構造 (Structure) and 装置 (Equipment). Lists 22 items for visual inspection.

○自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合

Table for matching vehicle information: 自動車の種類, 用途, 車体の形状, 車名, 型式, 乗車定員, 最大積載量.

○依頼者の氏名等

Form for requester information: 受付年月日, 依頼者の氏名, (備考).

(依頼者の依頼事項)

Form for inspection details: 初度登録年月又は初度検査年月, 検査の年月日, 自動車検査員の氏名, 保安基準適合証及び保安基準適合標章の番号.

(日本産業規格 A 列 3 番)

備考

- (1) 「点検及び整備の概要等」欄は、点検の項目ごとの点検の結果... (2) 前軸又は後軸が一軸である場合には、「前軸」又は「後軸」の欄に記載にあつては、「前前軸」の欄又は「後後軸」の欄に記載すること... (3) 一軸である場合には、「前軸」及び「後軸」の欄に記載にあつては、「前前軸」の欄又は「後後軸」の欄に記載すること... (4) 「前軸」、「後軸」、「計」及び「手動」の欄に記載にあつては、制動力の計量単位として、ニュートンのほか、キログラムを用いることができる... (5) 「目視等による検査」欄には、別表第二の構造に関する検査のうち、口、装置に関する検査 (その2) 及び装置に関する検査 (その3) の項目についての検査結果を記載すること。

第四号様式 (指定整備記録簿) (第十条の二関係)

指定整備記録簿

第四号様式を次のように改める。

○点検及び整備の概要等

○検査機器等による検査

前軸	制 動 力		前 照 灯		前部霧灯	警 音 器
	軸重	取付高さ	右	左		
	N	kg	cm	cm	cd	聴感・テスト
後軸	軸重	kg	下	下	速度計の誤差	排気騒音
	N	N/kg	左・右	左・右	+	聴感・テスト
			cm	cm	km/h	デシベル
計	車両重量	kg	主×100	主×100	タイヤの振れ	C O
			副×100	副×100		
	N	N/kg	cd	cd	良・否	%
						H C
						4 [→] 2 [→]
走行テスト等の方法と結果						ppm

○目視等による検査

構造	目視等による検査	
①	最低地上高	<input type="checkbox"/>
②	最大安定傾斜角度	<input type="checkbox"/>
③	最小回転半径	<input type="checkbox"/>
④	原動機及び動力伝達装置	<input type="checkbox"/>
⑤	走行装置	<input type="checkbox"/>
⑥	操縦装置	<input type="checkbox"/>
⑦	制動装置	<input type="checkbox"/>
⑧	緩衝装置	<input type="checkbox"/>
⑨	燃料装置及び電気装置	<input type="checkbox"/>
⑩	車枠及び車体	<input type="checkbox"/>
⑪	連結装置	<input type="checkbox"/>
⑫	乗車装置及び物品積載装置	<input type="checkbox"/>
⑬	前面ガラスその他の窓ガラス	<input type="checkbox"/>
⑭	騒音防止装置	<input type="checkbox"/>
⑮	ばい煙等の発散防止装置	<input type="checkbox"/>
⑯	灯火装置及び反射器	<input type="checkbox"/>
⑰	警報装置	<input type="checkbox"/>
⑱	指示装置	<input type="checkbox"/>
⑲	視野を確保する装置	<input type="checkbox"/>
⑳	走行距離計その他の計器	<input type="checkbox"/>
	防火装置	<input type="checkbox"/>
	内圧容器及びその附属装置	<input type="checkbox"/>
	その他	<input type="checkbox"/>

○自動車検査証又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合

車体の形状	自家用・事業用の別	車名	型式	乗車定員	車両重量	車両総重量
	自家用・事業用			人	kg	kg
原動機の型式	長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力	燃料の種類	その他
	cm	cm	cm	kw	ガソリン・軽油	
				l	その他	

○依頼者の氏名等

受付年月日	年 月 日	(依頼者の依頼事項)	初度検査年月	
依頼者の氏名 又は名称及び住所			年 月 日	月
(備考)			検査の年月日	
			年 月 日	
			自動車検査員の氏名	
			保安基準適合証及び 保安基準適合標章の番号	保安基準適合標章交付 有・無
			限定保安基準適合証の番号	

(日本産業規格 A 列 3 番)

備考

- 「点検及び整備の概要等」欄は、点検の項目ごとの点検の結果(限定保安基準適合証を交付した場合にあつては、限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分)、必要となつた整備の概要及び交換した部品を記載するほか、次に掲げる事項を記載すること。
a 車台番号
b 車両番号
- 「前軸」、「後軸」及び「計」の欄に記載にあつては、制動力の計量単位として、ニュートンのほか、キログラムを用いることができる。この場合においては、同欄中「N/kg」の文字に代えて「%」の文字を表示し、「N」の文字に代えて「kg」の文字を表示すること。
- 前照灯が一灯である場合には、「取付高さ」、「光軸」及び「光度」の欄に記載にあつては、「右」の欄に記載すること。
- 「目視等による検査」欄には、別表第二の構造に関する検査のうちの前軸、装置に関する検査(その2)及び装置に関する検査(その3)の項目についての検査結果を記載すること。

第二條 軽自動車検査協会に関する省令の一部改正
 次表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後

改正前

<p>(軽自動車の検査設備の基準) 第十三条 法第七十六条の三十一の国土交通省令で定める検査設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 軽自動車を検査することができる自動車検査用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。</p> <p>イ ーチ (略)</p> <p>リ 検査用スキャンツール</p> <p>2 (略)</p>	<p>(軽自動車の検査設備の基準) 第十三条 法第七十六条の三十一の国土交通省令で定める検査設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 軽自動車を検査することができる自動車検査用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。</p> <p>イ ーチ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

(総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令の一部改正)
第三条 総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令(平成二十六年国土交通省令第十三号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

<p>(点検の基準) 第七条 (略)</p> <p>2 前項第四号の点検は、次に掲げる基準に適合する設備を用いて行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 対象とする種類の自動車を点検することができる自動車点検用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうちに、四輪以上の自動車が含まれていない場合にはイ、軽油を燃料とする自動車が含まれていない場合にはチ、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車が含まれていない場合にはへ及びトに掲げるものを備えなくてもよい。</p> <p>イ ーチ (略)</p> <p>リ 検査用スキャンツール</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(自動車点検用機械器具の校正) 第八条 前条第二項第二号(リを除く。)の自動車点検用機械器具は、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、備付け又は前回の校正の日から一年以内に、指定自動車整備事業規則第十二条第一項に規定する登録校正実施機関が行う校正を受けたものでなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(点検の基準) 第七条 (略)</p> <p>2 前項第四号の点検は、次に掲げる基準に適合する設備を用いて行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 対象とする種類の自動車を点検することができる自動車点検用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうちに、四輪以上の自動車が含まれていない場合にはイ、軽油を燃料とする自動車が含まれていない場合にはチ、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車が含まれていない場合にはへ及びトに掲げるものを備えなくてもよい。</p> <p>イ ーチ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(自動車点検用機械器具の校正) 第八条 前条第二項第二号の自動車点検用機械器具は、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、備付け又は前回の校正の日から一年以内に、指定自動車整備事業規則第十二条第一項に規定する登録校正実施機関が行う校正を受けたものでなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
---	--

第四号様式 (指定点検整備記録簿) (第十三条関係)

指定点検整備記録簿

○点検及び整備の概要等

第四号様式を次のように改める。

○自動車点検用機械器具等による点検

制 動 力				前 照 灯		前 部 霧 灯		警 音 器	
前	右	N	軸重	左右差	N	取付高さ	右	左	聴感・テスト
	左	N	kg	N/kg	N/kg		速度計の誤差	cd	デシベル
前	右	N	軸重	左右差	N	下	+	-	排気騒音
	左	N	kg	N/kg	N/kg		km/h	聴感・テスト	デシベル
後	右	N	軸重	左右差	N	光	OBD点検結果		C O
	左	N	kg	N/kg	N/kg		左・右	右	良・否
後	右	N	軸重	左右差	N	軸	左・右	左・右	タイヤの振れ
	左	N	kg	N/kg	N/kg		cm	cm	良・否
計	N		車両重量	N/kg	N/kg	主×100	主×100	サイド・スリップ	黒煙・粒子状物質
	N		kg	N/kg	N/kg			イン・アウト	聴感・テスト
手動	N		kg	N/kg	N/kg	副×100	副×100	mm	m ¹
	N		kg	N/kg	N/kg			cd	cd
走行テスト等の方法と結果				光		度	度	度	度

○目視等による点検

構造	① 最低地上高	<input type="checkbox"/>
	② 最大安定傾斜角度	<input type="checkbox"/>
	③ 最小回転半径	<input type="checkbox"/>

○自動車検査証の記載事項との照合

自動車の種別		用途	自家用・事業用の別	車体の形状	車名	型式	乗車定員	最大積載量
普通・小型	貨物	自家用					人	kg
車両重量	車両総重量	原動機の型式	長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力	燃料の種類	その他
kg	kg		cm	cm	cm	kw	ガソリン・軽油	LPG・その他

○依頼者の氏名等

受付年月日	年 月 日
依頼者の氏名 又は名称及び住所	

(依頼者の依頼事項)

初度登録年月
年 月
点検及び整備を完了した年月日
年 月 日
自動車点検員の氏名
点検整備済証の番号

(備考)

(日本産業規格 A 列 3 番)

備考

- 「点検及び整備の概要等」欄は、点検の項目ごとの点検の結果、必要となった整備の概要及び交換した部品を記載するほか、次に掲げる事項を記載すること。
 a 車台番号
 b 自動車登録番号
- 前軸又は後軸が一軸である場合には、「前軸」又は「後軸」の欄に記載にあつては、「前前軸」の欄又は「後後軸」の欄に記載すること。この場合において、三輪自動車であるときは、「右」の欄に記載すること。
- 一軸である場合には、「前軸」及び「後軸」の欄に記載にあつては、「前前軸」の欄又は「後後軸」の欄に記載すること。
- 「前軸」、「後軸」、「計」及び「手動」の欄に記載にあつては、制動力の計量単位として、ニュートンのほか、キログラムを用いることができる。この場合において、同欄中「N/kg」の文字に代えて「%」の文字を表示し、「N」の文字に代えて「kg」の文字を表示すること。
- 「目視等による点検」欄には、指定自動車整備事業規則別表第二の構造に関する検査のうちのロの項目についての点検結果を記載すること。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は令和五年四月一日から施行する。

第二条 道路運送車両法第九十四条の二第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、第一条の規定による改正後の指定自動車整備事業規則第二条第一項の規定の例により行うことができる。

2 指定自動車整備事業規則第十一条第二号に掲げる事項に変更（検査用スキャンツールに係るものに限る。）が生じた場合の届出は、施行日前においても行うことができる。

第三条 施行日において現に道路運送車両法第九十四条の二第一項の規定による指定を受けている者及び当該指定の申請をしている者（前条第一項の規定による申請又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）に係る指定自動車整備事業規則第二条第一項の規定の適用については、第一条の規定による改正後の同項の規定にかかわらず、施行日以後初めて事業場の位置を変更するまでの間は、なお従前の例による。

（総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令の一部改正に関する経過措置）
第四条 総合特別区域法第二十二條の二第十項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、第三条の規定による改正後の総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第七條第二項の規定の例により行うことができる。

2 総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第九條第二号に掲げる事項に変更（検査用スキャンツールに係るものに限る。）が生じた場合の届出は、施行日前においても行うことができる。

（総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令の一部改正に関する経過措置）
第五条 施行日において現に総合特別区域法第二十二條の二第十項の規定による指定を受けている者及び当該指定の申請をしている者（前条第一項の規定による申請又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）に係る総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第七條第二項の規定の適用については、第三条の規定による改正後の同項の規定にかかわらず、施行日以後初めて事業場の位置を変更するまでの間は、なお従前の例による。

告示

○総務省告示第三百四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第六條第一項（法第六條の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があったので、法第七條の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和三年十月十五日

総務大臣 金子 恭之

(一) 政党の支部
法第十九條の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第一号）	届出年月日
公明党衆議院比例区支部	吉田 宣弘	浜畑 武史	福岡県久留米市諏訪野二丁目一	衆議院議員	三、二、一九
立憲民主党参議院比例区支部	吉田 忠智	佐藤 俊生	大分県大分市中央町二丁目一四一	参議院議員	三、一、一四

一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部

(令和)

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
(イ) 法第十九條の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第一号）	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	届出年月日
吉岡伸太郎と保育の未来を考える会	吉岡伸太郎	根岸 広幸	東京都千代田区平河町一丁目一六	参議院議員	吉岡伸太郎、参議院議員	三、七、七
女性が輝く党	本間 明子	本間 明子	東京都あきる野市草花七丁目一五	衆議院議員	本間 明子、衆議院議員	三、六、七
先進友愛会	鳩山紀一郎	鳩山紀一郎	東京都文京区音羽一丁目一	衆議院議員	衆議院議員	三、六、二八
バレー大好き党	猪野 恵司	猪野 恵司	東京都渋谷区代々木二丁目一五	衆議院議員	衆議院議員	三、七、一二

(ロ) 法第十九條の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体
政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 公職の種類（第一号） 届出年月日

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第二号）	届出年月日
はまぐち誠を支援する会	堀内 清明	渡部 修	東京都港区高輪四丁目一八一	誠、参議院議員	三、七、二

(ハ) 法第十九條の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体
政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号） 届出年月日

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	届出年月日
はまぐち誠を支援する会	堀内 清明	渡部 修	東京都港区高輪四丁目一八一	誠、参議院議員	三、七、二

(令和)

○国土交通省告示第千三百五十四号
 道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)第五十七条第四号の規定に基づき、自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準の一部を改正する告示を次のように定める。
 令和三年十月十五日
 国土交通大臣 斉藤 鉄夫

自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準の一部を改正する告示
 自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準(平成七年運輸省告示第三百七十五号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第十一章 整備用スキャンツール (接続部) 第六十五条 整備用スキャンツールの接続部は、次の基準に適合するものでなければならない。 一 一車種以上の自動車の車載式故障診断装置と接続できるものであること。 二 制動装置並びに自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサに係る電子制御装置並びにかじ取装置、前方のエアバッグ、側方のエアバッグ、自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発煙防止装置、車両接近通報装置及び自動運行装置に係る電子制御装置(対象とする自動車に備えるものに限る。)と通信ができるものであること。</p>	<p>第十一章 整備用スキャンツール (接続部) 第六十五条 整備用スキャンツールの接続部は、次の基準に適合するものでなければならない。 一 一車種以上の自動車の車載式故障診断装置と接続できるものでなければならない。 二 制動装置並びに自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサに係る電子制御装置並びにかじ取り装置、前方のエアバッグ、側方のエアバッグ、自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発煙防止装置、車両接近通報装置及び自動運行装置に係る電子制御装置(対象とする自動車に備えるものに限る。)と通信ができるものでなければならない。 (機能) 第六十六条 整備用スキャンツールは、次の基準に適合するものでなければならない。 一・二 (略) 三 自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発煙防止装置を備える自動車と接続するものにあつては、対象とする自動車に応じた道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示(平成十四年国土交通省告示第六百十九号)以下「細目告示」という。別添四十八に規定する情報の読取機能又はこれに相当する機能を備えているものであること。 (新設) 第六十六条 整備用スキャンツールは、次の基準に適合するものでなければならない。 一・二 (略) 三 自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発煙防止装置を備える自動車と接続するものにあつては、対象とする自動車に応じた道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示(平成十四年国土交通省告示第六百十九号)別添四十八に規定する情報の読取機能又はこれに相当する機能を備えているものであること。 (新設)</p>
<p>(機能) 第六十六条 整備用スキャンツールは、次の基準に適合するものでなければならない。 一・二 (略) 三 自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発煙防止装置を備える自動車と接続するものにあつては、対象とする自動車に応じた道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示(平成十四年国土交通省告示第六百十九号)以下「細目告示」という。別添四十八に規定する情報の読取機能又はこれに相当する機能を備えているものであること。 第十二章 検査用スキャンツール (構造等) 第六十九条 検査用スキャンツールは、継続検査用OBD(細目告示別添百二十四に規定するものをいう。以下この章において同じ。)との接続部、表示部及び入力部を有するものであり、かつ、取扱いが容易なものでなければならない。 (耐久性) 第七十条 検査用スキャンツールの各部は、使用環境による影響を受けにくく、十分な耐久性を有するものでなければならない。 (作動) 第七十一条 検査用スキャンツールの各作動箇所は、円滑かつ確実に作動するものでなければならない。 (接続部) 第七十二条 検査用スキャンツールの接続部は、次の基準に適合するものでなければならない。 一 対象とする自動車の継続検査用OBDと接続できるものであること。 二 独立行政法人自動車技術総合機構(以下「機構」という。)が作成する検査に必要なとなるソフトウェア(以下単に「ソフトウェア」という。)を用いて、かじ取装置、制動装置、自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発煙防止装置、車両接近通報装置及び自動運行装置に係る継続検査用OBD(対象とする自動車に備えるものに限る。)と通信ができるものであること。</p>	<p>(新設) 第六十九条 検査用スキャンツールは、継続検査用OBD(細目告示別添百二十四に規定するものをいう。以下この章において同じ。)との接続部、表示部及び入力部を有するものであり、かつ、取扱いが容易なものでなければならない。 (新設) 第七十条 検査用スキャンツールの各部は、使用環境による影響を受けにくく、十分な耐久性を有するものでなければならない。 (新設) 第七十一条 検査用スキャンツールの各作動箇所は、円滑かつ確実に作動するものでなければならない。 (新設) 第七十二条 検査用スキャンツールの接続部は、次の基準に適合するものでなければならない。 一 対象とする自動車の継続検査用OBDと接続できるものであること。 二 独立行政法人自動車技術総合機構(以下「機構」という。)が作成する検査に必要なとなるソフトウェア(以下単に「ソフトウェア」という。)を用いて、かじ取装置、制動装置、自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発煙防止装置、車両接近通報装置及び自動運行装置に係る継続検査用OBD(対象とする自動車に備えるものに限る。)と通信ができるものであること。</p>

(機能)

第七十三条

検査用スキャンツールは、次の基準に適合するものでなければならない。
一 細目告示別添四十八及び別添百二十四に規定する情報の読取機能を備えていること。
二 自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る継続検査用OBDが正常に機能する能力を有することを確認するために必要となる電圧を測定する機能を備えていること。
三 ソフトウェアを正常に作動させることができ、かつ、機構の指定する方法によりこれを更新することができるものであること。
四 検査しようとする自動車特定するために必要な情報並びに第一号及び第二号の機能により取得した情報を、ソフトウェアを用いて機構の使用に係る電子計算機に確実に送信でき、かつ、当該電子計算機から継続検査用OBDとの通信に必要な情報及び検査の結果を確実に受信できるものであること。

(表示部)

第七十四条

検査用スキャンツールの表示部は、表示される内容が容易に読み取れるものでなければならぬ。

(入力部)

第七十五条

検査用スキャンツールの入力部は、検査に必要な情報を入力できるものでなければならぬ。

附則

この告示は、公布の日より施行する。

国土交通省告示第千三百五十五号

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程の一部を改正する告示

令和三年十月十五日

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程の一部を改正する告示(平成二十六年国土交通省告示第千七百七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

改正後

改正前

別表		別表	
(一) 点検・診断等業務		(二) 点検・診断等業務	
施設分野	業務	施設分野	業務
等	知識・技術を求むる者	等	知識・技術を求むる者
橋梁(コンクリート橋)	点検	橋梁(コンクリート橋)	点検
	業務を担当する者(担当技術者)		業務を担当する者(担当技術者)
	必要な知識・技術		必要な知識・技術
	確認すべき資格付与試験等の要件		確認すべき資格付与試験等の要件
	道路橋(コンクリート橋)の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第四条の五の五に定められた事項(健全性の診断を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術		道路橋(コンクリート橋)に関する一定の実務経験を有することを確認するものであること、又は道路橋(コンクリート橋)の設計、施工に関する基礎知識を有することを確認するものであること、又は道路橋(コンクリート橋)の点検に関する一定の技術と実務経験を有することを確認するものであること